平成２５年（フ）第４９号
鳥取県鳥取市河原町長瀬153番地22、旧住所鳥取県鳥取市南安長１丁目18番５号　吉田アパート102号
債務者　谷口　美夏（旧姓澤井）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８１号
広島市東区上温品４丁目39番15号
債務者　富田美智代
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２３号
広島県大竹市油見１丁目６番３の202号
債務者　村上千亜紀
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３１号
広島市南区東雲１丁目21番32―202号
債務者　横山　美和（旧姓近貞）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４６号
広島県東広島市高屋町白市705番地15
債務者　山本　久夫
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９２号
広島市佐伯区湯来町大字白砂35番地34
債務者　石見　　剛
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４１号
福岡市中央区那の川２丁目５番12―905号、破産手続開始申立時の住所福岡市中央区那の川２丁目５番12―904号
債務者　アナンド　グルビールシン
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７４２号
福岡市中央区那の川２丁目５番12―905号、破産手続開始申立時の住所福岡市中央区那の川２丁目５番12―904号
債務者　アナンド晴美（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０号
山梨県甲斐市玉川888番地　県営玉川団地16号館305号
債務者　近藤　雪江
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
岐阜県各務原市三井北町１丁目157番地
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６６号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番３―1107号
債務者　岡本　浅美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０７号
神戸市垂水区神陵台６丁目２番10―382号
債務者　中野久米子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１８号
神戸市兵庫区湊町１丁目296番地　三木マンション302
債務者　髙吉　光雄
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１９号
神戸市兵庫区湊町１丁目296番地　三木マンション302
債務者　髙吉たみ子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２号
兵庫県伊丹市西野６丁目33番地の１パレ武庫川プルミエールⅣ312号
債務者　加藤　律子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
大分市大字古国府1355番地の２リバーサイド花園86―505
債務者　黒木　春奈
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目21番５号
債務者　烏丸　良二
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係